

2 申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

区 分	合 計 所 得				譲 渡 所 得		山林所得
	営 業 等 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計	う ち 譲 渡 所 得 が 有 る	期 得 の 所 得	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	5,432	238	7,990	13,660	1,999	538	129
100 "	8,208	543	12,153	20,904	650	94	33
150 "	14,572	1,815	37,805	54,192	878	89	32
200 "	15,131	2,593	40,830	58,554	790	53	22
250 "	14,772	2,850	39,149	56,771	688	37	18
300 "	12,736	2,942	30,296	45,974	580	35	10
400 "	17,436	4,694	42,659	64,789	1,003	43	15
500 "	9,726	2,813	28,884	41,423	786	26	7
600 "	4,910	1,377	21,110	27,397	641	12	8
700 "	2,761	745	16,558	20,064	593	20	2
800 "	1,677	338	11,715	13,730	436	9	2
1,000 "	1,741	332	13,650	15,723	777	14	1
1,200 "	851	163	7,777	8,791	557	11	—
1,500 "	821	116	7,420	8,357	590	8	2
2,000 "	855	54	6,576	7,485	609	12	—
3,000 "	977	19	4,512	5,508	572	6	1
5,000 "	743	4	2,397	3,144	383	4	—
5,000万円 超	454	—	996	1,450	226	4	1
合 計	113,803	21,636	332,477	467,916	内 186 外 1,042 12,758	1,015	外 4 283

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級別に区分して、その分布を示したものである。

- (注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級別に区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後で純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。